

手当・年金等（主なもの）

手 当	内 容	問い合わせ
傷病手当金	社会保険(組合保険)の被保険者が業務外の病気やけがで仕事を休み、その間給与の支払いがない場合に支給される手当です。	会社または年金事務所各健康保険組合
在宅ねたきり高齢者等介護手当 ※「家族介護慰労金」との重複受給は不可	在宅で重度の障がいがある方を介護している方(市内に6か月以上住所を有し、在宅で20歳以上の重度の障がいがある方を、年間6か月以上介護している方)に対し支給される手当です。支給額：年額4万円	障がい福祉課 健康長寿課 各保健福祉センター福祉課 真備保健福祉課
家族介護慰労金 ※「在宅ねたきり高齢者等介護手当」との重複受給は不可	要介護認定4・5の期間が1年以上あり、1年以内に1週間以内の短期入所サービス以外の介護サービスを受けておらず、3ヶ月以上の入院・入所もない市民税非課税世帯の方に支給されます。支給額：年額10万円	健康長寿課 各保健福祉センター福祉課 真備保健福祉課
特別障がい者手当 ※所得、施設入所等(有料老人ホーム、グループホーム等は除く)による支給制限あり	精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。 (障がい者手帳の有無は問いません。) 対象者：在宅の20歳以上の方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある、おおむね身体障がい者手帳1・2級程度の障がい、療育手帳A程度の障がい重複している方、もしくはそれと同等の疾患・精神障がいを有する方 支給額：月額29,590円(令和7年4月現在)	障がい福祉課 各保健福祉センター福祉課 真備保健福祉課
障がい児福祉手当 ※所得、施設入所等による支給制限あり	精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする児童に支給されます。(障がい者手帳の有無は問いません。) 対象者：在宅の20歳未満の方で、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、おおむね身体障がい者手帳1・2級程度の障がい、療育手帳A程度、もしくはそれと同等の疾患・精神障がいを有する方 支給額：月額16,100円(令和7年4月現在)	障がい福祉課 各保健福祉センター福祉課 真備保健福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭(両親のいずれかが一年以上行方不明又は拘禁、一定の障がい等を含む)で18歳到達後最初の3月31日まで(障がいがある場合は20歳未満)の児童を監護している親または養育者(祖父母など)に支給(所得制限あり) 手当額(月額 令和7年4月現在) 第1子46,690円～11,010円・第2子以降1人につき11,030円～5,520円が加算 ※公的年金(障害基礎年金等)を受給している方も、児童扶養手当が支給される場合がありますので、ご相談ください。	子育て支援課 各保健福祉センター福祉課 真備保健福祉課
特別児童扶養手当	心身に障がいがある児童を家庭で養育している方に支給 対象者：以下の①～③いずれかの条件に該当する20歳未満の児童を養育している方(所得制限あり) ① 身体障がい者手帳1～3級程度(4級の一部を含む)に該当している児童 ② 療育手帳A,B(概ねBの中度)に該当している児童 ③ 重度の精神障がいがある児童 ただし、児童が障がいを理由とする公的年金を受けているか、児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。 手当額(月額 令和7年4月現在) 重度障がい児(1級)56,800円 中度障がい児(2級)37,830円	子育て支援課 各保健福祉センター福祉課 真備保健福祉課
児童福祉年金	心身に障がいのある児童を養育している方に支給 対象者：以下の①～③いずれかの条件に該当する20歳未満の児童を養育している方(所得制限なし) ① 身体障がい者手帳1～3級程度に該当している児童 ② 療育手帳A,B(Bは中度以上)に該当している児童 ③ 特別児童扶養手当の支給対象になっている児童 手当額(月額) 重度障がい児2,000円 中度障がい児1,500円	子育て支援課 各保健福祉センター福祉課 真備保健福祉課
障害基礎年金	国民年金加入中に初診日がある病気やケガで心身に障がいを負った方で、障害等級表(国民年金法 ※身体障がい者手帳等の等級とは異なる)の1・2級に該当した場合に受けられます。また、20歳前や60歳から65歳未満のときに初診日がある場合も対象となります。 ※保険料の納付要件があります。 ※20歳前に初診日のある場合については、納付要件は問われませんが、本人の所得制限があります。	本庁・各支所市民課(係) 市民税務係 ※国民年金以外の年金加入者は年金事務所又は各共済組合

その他の費用助成等

サービスの内容	対象となる人・条件等	利用料等	問合せ先	
◎紙おむつ・カバー等購入費助成	在宅で65歳以上の寝たきり・認知症の方、重度身体障がい者の介護者（市内に介護者がいない場合は、寝たきり高齢者等本人）で、世帯に所得税課税対象者がいない場合	・購入費の8割以内で年間3万円限度	健康長寿課	
	在宅で要介護4・5の介護者（市内に介護者がいない場合は、寝たきり高齢者等本人）で、世帯に所得税及び市民税課税対象者がいない場合	・年間7万5千円限度		
はり・きゅう施術券の支給	運動器疾患・末梢神経疾患で施術が必要な70歳以上の方が指定の施術所で受ける場合 （施術の内容により、追加料金が発生する場合があります）	・年24枚（上限）支給 ・月4枚まで利用可 ・1回あたり1,000円割引		
理美容サービス利用券支給	在宅ねたきり高齢者等介護手当（P10参照）を受給している方	・年6枚 ・自己負担金あり		
給食サービス	調理や食事の調達等が困難な （1）65歳以上のひとり暮らしの方 （2）65歳以上の者のみの世帯の方 （3）昼間に（1）又は（2）の状態にある方 月～日曜日（年末年始を除く）の昼食	※一食あたりの自己負担380円		
マッサージ施術券支給	重度障がい者（身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1・2級）	・年24枚（上限）支給 ・月4枚まで利用可		
※リフトタクシー助成	在宅で身体障がい者手帳1・2級を所持し、所得税課税年額14万円以下の方で、常に車いすまたはストレッチャーで移動している方	・月4枚 ※1枚1,000円分		障がい福祉課 ※のサービスの併用は不可
※バス利用料助成 ★加算要件有	在宅で身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1・2級のいずれかを所持する所得税非課税世帯の方	・月1,000円まで（加算者は月3,000円以内）		
※自動車の燃料費助成 ★加算要件有	①在宅で身体障がい者手帳を所持し、操向装置・駆動装置等の改造車を自ら所有し運転する所得税非課税の方 ②身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級のいずれかを所持し、税金免除車両を自ら所有し運転する所得税非課税の方	・月4枚 ※1枚500円分（加算者は月12枚）		
※福祉タクシー助成 ★加算要件有	在宅で身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1・2級のいずれかを所持する所得税非課税世帯の方	・月4枚 ※1枚500円分（加算者は月12枚）		
※鉄道運賃助成	在宅で身体障がい者手帳1・2級を所持し、週2回以上通院の必要がある指定難病患者又は人工透析患者で所得税非課税世帯の方	・月額6,000円		
◎介護用自動車改造費・購入費助成	電動リフト・車いす用スロープ取り付け等の自動車の改造費または購入費の一部が助成されます。（過去10年以内に助成を受けている場合は対象外。事前申請必要。） 介護対象者本人または介護対象者を常時介護する3親等以内の親族で、市内に1年以上在住し、市税を完納している世帯に属する方 介護対象者：身体障がい者下肢または体幹機能障がい1～3級該当、または65歳以上で要介護1～5の認定者。	・課税状況で助成率変化（限度額あり）		
◎補装具助成	車いすや電動ベッド等、申請する品目や年齢、障がい内容によって異なりますので、担当課へお問い合わせください。	・用具ごとに基準額を設定		
◎日常生活用具助成				
◎住宅改造費助成	①64歳以下の心身障がい者（肢体・視覚1・2級、療育手帳A） ②65歳以上の要介護認定を受けた方	・世帯の課税状況で助成率変化（他の補助対象額を除いて80万円まで）	介護保険課	
携帯電話料金割引	特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者証、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している方は、携帯電話料金の割引を受けることができます。携帯電話会社への事前の手続きが必要です。	各携帯電話会社によって対象者や割引内容が異なります。事前にご確認ください。		

★加算者の要件は週2回以上通院の必要がある指定難病患者又は人工透析患者（福祉タクシーの助成は小児慢性特定疾病医療受給者証所持者も含む）です。◎は事前の相談の上、申請してください。

物品の給付・貸与サービス等（介護保険・障がい福祉サービス除く）

サービスの内容	対象となる方・条件等	利用料等	問合せ先
緊急通報装置	ねたきりの方のいる高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者 ※協力員が必要です。	生計中心者の所得により一部負担あり	健康長寿課
福祉機器提供 (福祉機器リサイクル事業)	家庭で不要になった福祉機器をお持ちの方に提供していただき、必要とする方に差し上げています。 (登録が必要)	無料	社会福祉協議会
車いすの一時貸出	在宅で車いすが必要になった方	・6ヶ月以内 ・無料	
福祉車両貸出	車いす・ストレッチャー使用の人の移送に必要な方	・3日以内 ・燃料費は利用者の負担	

公共施設の入場料減額・免除について（R6. 4～）

施設名	住所地	電話番号	減額・免除内容	
			本人	介護者
倉敷市立美術館	倉敷市中央2丁目6-1	425-6034	無料 (特別展は別料金)	一人無料
倉敷市立自然史博物館		425-6037	無料	一人無料
倉敷科学センター (ライフパーク倉敷内)	倉敷市福田町古新田 940	454-0300	無料	一人無料
大原美術館	倉敷市中央1丁目1-15	422-0005	無料	免除なし
倉敷民芸館	倉敷市中央1丁目4-11	422-1637	大人 500円 高校/大学生 250円 小/中学生 200円	免除なし
くらしき健康福祉 プラザ(水浴訓練室)	倉敷市笹沖180	434-9850	無料 (土日の午後 の解放のみ)	無料 (土日の午後 の解放のみ)
後楽園	岡山市北区後楽園1-5	(086)272-1148	無料	一人無料
岡山県立博物館	岡山市北区後楽園1-5	(086)272-1149	無料	一人無料
岡山城天守閣	岡山市北区丸ノ内2-3	(086)225-2096	無料	一人無料
岡山県立美術館	岡山市北区天神町8-48	(086)225-4800	無料	一人無料
岡山市半田山植物園	岡山市北区法界院3-1	(086)252-4183	無料	一人無料

特定医療費（指定難病）受給者証・特定疾患医療受給者証を提示すると入場料が減免になります。

※ 詳しくは、各施設へお問い合わせください。（内容は変更される場合あり）

※ 倉敷市内及び周辺の施設について掲載しました。その他の施設については、直接施設へお問い合わせください。